

令和6年4月1日

岩槻中央病院行動計画

当院では、「男女従業員の仕事と生活の調和を応援すること」を経営理念の一つとし、女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 当社の課題

- (1) 従業員の女性比率は高く十分活躍している。職業生活と家庭生活との両立をさらに高めるために必要な環境整備を図っていく。病院であり専門職種によっては配置が限定され管理職人数も限られる。
- (2) 特定の職員に業務が偏っている傾向があり、残業時間、有給休暇の取得について個人差がある。働きやすい職場づくりのために業務の効率化・標準化を進める必要がある。特に管理職の年次有給休暇の取得率が低い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1

- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境を整備する。
- ・育児・介護に携わる社員の就業継続に向けた取り組みを実施する。
- ・育児・介護と仕事の両立に際し不安を解消できるよう情報共有の機会を提供する。
- ・育児・介護休業から復帰する社員に対する復帰前面談の実施などフォロー体制の整備を行う等職場復帰しやすい環境整備に努める。

(年間2人以上)

- ・男性従業員中心であった職場への女性従業員の配置拡大を見直す。

〈取組内容〉

- ・令和2年4月～職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境を考える。育児・介護休業における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制を見直す。男性従業員中心であった部署への女性従業員の配

置拡大を見直す。

- ・令和 3 年 4 月～ 改善策を各部署で検討する。
- ・令和 4 年 4 月～ 具体的な計画を立てて実施する。
- ・令和 5 年 4 月～ 再検討し実施内容の充実を図る。
- ・令和 6 年 4 月～ 完全実施 検証する。

目標 2

- ・引続き年次有給休暇及び連続休暇の取得向上に向けた取り組みを実施する。併せて長時間労働を是正するための取り組みを実施する。
- ・有給取得日数を 1 人当たり平均年間 15 日以上。残業時間を月平均 5 時間以内とする。

〈取組内容〉

- ・令和 2 年 4 月～ 有給休暇取得促進の周知と残業時間短縮を可能にする問題点を洗い出す。
- ・令和 3 年 4 月～ 改善策を各部署で検討する。
- ・令和 4 年 4 月～ 具体的な計画を立てて実施する。
- ・令和 5 年 4 月～ 再検討し実施内容の充実を図る。
- ・令和 6 年 4 月～ 完全実施 検証する。